

宮城県原子力災害避難支援アプリケーションシステム導入・保守管理業務

基本仕様書

1 委託業務の名称

宮城県原子力災害避難支援アプリケーションシステム導入・保守管理業務（以下、「本業務」という。）

2 委託業務の目的

本業務は、原子力災害時における住民避難円滑化のため、住民向けの避難支援機能を有したスマートフォン用アプリ（以下「避難支援アプリ」という）及び県、市町村職員等向けの管理用アプリ（以下「管理用アプリ」という。）を導入するとともに、運用・保守を実施することを目的とする。

3 委託期間

本業務の委託契約期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 業務内容及び機能要件

(1) 避難支援アプリ及び管理用アプリ（以下「アプリケーションシステム」という）の導入及び維持管理について

下記機能を備えたアプリケーションシステムを導入し、運用保守を実施すること。

導入するシステムについては、後述する実証試験で機能の検証等を行うこととしており、調整のための期間を十分に確保すること。

また、本システムは原子力災害時における避難円滑化のための支援を目的としたものであるが、より多くの住民等による活用につなげるための普及策についても提案すること。

なお、本システムの利用者は東北電力株式会社女川原子力発電所から概ね30km圏内の地域住民及び一時的な滞在者（約20万人、約8万世帯）、避難先市町村職員及び県職員等（約500人）を想定しているが、災害時は利用者による通信が短時間に集中し、通信負荷が増大することも想定されるため、当該負荷への対応についても配慮すること。

イ 基本機能部分

1) 避難支援アプリ

- ・App Store、Google Play に登録・公開されるスマートフォン用アプリであること。
- ・極力幅広いiOS、Androidのバージョンでの動作を保証すること。

- ・マイナンバーカードをスマートフォンにかざすことにより、カード内に記録されている基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）をアプリ内に登録できること。
- ・公的個人認証サービスの利用により、上記4情報の取得及び検証ができること。
- ・管理用アプリから送信されるプッシュ通知を受信できること。
- ・特定のQRコードをアプリで読み込むことによりアプリ内に登録された基本4情報を管理用アプリに送信できること。

2) 管理用アプリ

- ・PC等（OS：Windows等）で動作するシステムであること。
- ・管理する所属（県、市町村等）ごとに管理用アカウントを複数発行できること。
- ・個別の利用者に対して選択的にプッシュ通知を送信できること。
- ・避難支援アプリから送信された情報を即座にグラフ化する等により、県、市町職員が確認できるようにすること。
- ・管理画面に複数のPCから同時にアクセスできること。

ロ 原子力災害時の避難支援機能部分

基本機能の拡張等により、原子力災害時における避難支援機能を備えており、避難の円滑化に寄与できるものであること。特に下記の機能については提案内に含めること。

- 1) 避難所受付ステーション機能
- 2) 避難所における避難者受付機能
- 3) 避難退域時検査等場所において避難の円滑化に寄与する機能

(2) 原子力防災訓練での活用について

イ 県では例年、原子力災害時を想定した住民避難訓練等の原子力防災訓練を実施しており、今年度実施する住民避難訓練等において当該アプリケーションシステムの活用を予定している。

なお、当該訓練でのシステム活用に先立ち、令和5年8月末までの1日間において、原子力災害時を想定し、避難開始から避難所到達までの一連の流れの中でシステムの機能実証試験を実施予定である。

このため、当該実証試験までに原子力災害時における避難支援機能部分も含め、アプリケーションシステムの各機能について県と協議の上調整し、当該システムの機能を検証可能な状態とすること。

ロ 上記実証試験の実施にあたっては、県が主催する住民及び県、市町村職員向け説明会に同席し、アプリケーションシステムについての説明を実施すること。

ハ 実証試験において得られた知見等を基に、原子力防災訓練でのアプリケーションシステム活用に向け、県と調整の上機能見直しについて実施すること。

(3) 業務打合せ

受注者は、定期的に発注者と打合せを行い、業務の進捗や作業内容について具体的に報告し、必要な指示を受けること。

また、打合せ実施後、速やかに打合せ記録を提出すること。

5 運用保守要件

(1) 運用・保守管理

契約締結後から業務履行期間終了までの間、アプリの運用・保守管理を行い、県と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

(2) システム等の運用・管理

本業務または本業務に関連する事項について、県からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。

また受託者は避難者情報の管理等を行うサーバ・システムの維持管理を行い、システムが常時円滑に使用できるよう運用を行うこと。

(3) バックアップ

アプリの登録データ等のバックアップは、避難支援アプリの利用への影響が最小限となるよう、また、利用者への影響を考慮した上で、最適なバックアップ計画を提示すること。

(4) セキュリティ対策及び障害発生時の対応

イ 悪意のある第三者など外部の脅威に対するセキュリティ対策を行いセキュリティ事故が発生した場合は直ちに発注者へ報告し受注者の責任において対応すること。

ロ 仕様変更については変更点を明確にし、発注者と協議の上これを実施することとし、この費用は受注者が負担するものとする。

ハ 障害発生時の連絡体制及びマニュアルを整備し、障害発生時には直ちに発注者へ報告し復旧に向けた調整を行うこと。

ニ 障害解消後には発生時からの対応状況をまとめ報告書を提出すること。

(5) 個人情報の保持

受注者は、この契約を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1 個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(6) 外部サービスの選定

受注者は、この契約を遂行するために外部サービスを活用する場合には、別記2 外部サービス選定時の留意事項を満たした上でサービスを選定すること。

5 成果品の提出

- (1) 業務実施計画書
- (2) 要件定義書
- (3) アプリケーションシステム
- (4) 操作マニュアル（避難支援アプリ及び管理用アプリ）
- (5) 業務打合せ記録

6 納入場所

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理者等)

第3 受託者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により県に報告しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報管理者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ県に報告しなければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に県に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受託者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受託者は、県の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は県の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受託者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受託者は、業務を処理するために、県から引き渡された、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに県に返還し、又は引き渡すとともに、確実に廃棄するものとする。ただし、県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受託者は、業務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受託者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、県が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合以降も同様とする。

2 受託者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を県に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受託者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、県の求めに応じて、管理・監督の状況を県に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 県は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 県は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受託者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、県に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに県に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、県の指示に従うものとする。

2 県は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

別 記 2

外部サービス選定時における留意事項

(外部サービスの選定基準)

第1 受託者は、次の事項を含む情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定基準に含めること。

- (1) 外部サービスの利用を通じて県が取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止
- (2) 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
- (3) 外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者もしくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、県の意図しない変更が加えられないための管理体制
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
- (5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

第2 受託者は、外部サービスの中断や終了によるリスクを勘案し、情報システムに係る業務継続計画（ICT-BCP）を策定すること。また、サービス終了又は変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法についてあらかじめ確認すること。

第3 受託者は、外部サービスの利用を通じて県が取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を外部サービス提供者の選定条件に含めること。

- (1) 情報セキュリティ監査の受入れ
- (2) サービスレベルの保証

第4 受託者は、外部サービスの利用を通じて県が取り扱う情報に対して国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価して外部サービス提供者を選定し、必要に応じて県の情報が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を選定条件に含めること。

第5 受託者は、外部サービス選定時には次の第三者認証制度を可能な限り活用すること。

- (1) ISO/IEC27017 によるクラウドサービス分野における ISMS 認証
- (2) ISMAP の管理基準を満たすこと
- (3) ISMAP クラウドサービスリスト
- (4) 日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査
- (5) SOC 報告書（Service Organization Control Report）
- (6) その他外部サービス提供者が提供可能な第三者による監査報告書や認証等